

郵便関係手当（郵便物配達能率向上手当）

1 支給対象社員

配達事務を行う正規社員（短時間社員・再雇用社員を含む）

※ 期間雇用社員（月給制・時給制）は対象外

・・・・・・作業能率評価手当を支給しているため
年2回（4月・10月）
2万円～15万円（作業能率130%以上）

【対象外】

- ・採用後6ヶ月未満
- ・要軽業者
- ・通区1区以下（但し、異動又は採用後6ヶ月以上1年未満の1区通区者は対象）
- ・サービスドライバー
- ・集荷専担社員
- ・訓練・研修のため配達業務を行う研修生

2 支給要件

- ・ 正規勤務時間を全勤務し専ら配達業務に従事していること
- ・ 基準物数を超えていること
- ・ 超過勤務実施時は、配達物数が基準配達物数の10%を超えていること
- ・ 配達を全て完了すること

※ 誤配達・誤転送・誤返還、配完入力率が基準値以下日の未入力発生者、EMS配完未入力がある場合は、対象外となります

3 支給金額

- A 1区当たり2000通以上又は1000箇所以上の支店及び集配センター
信越該当なし
- B 1区当たり1500通以上又は800箇所以上の支店及び集配センター
- C その他

A=880円（日額）【440円】

B=470円（日額）【235円】

C=240円（日額）【120円】

【 】短時間社員 上限13日/月